

○教育・保育給付認定の事由

両親（又は児童の面倒を見ている保護者）のいずれもが認定事由の1～10のいずれかに該当すること。事由が重複する場合は、高い方の点数で判定する。

認定事由・判定点									
1 労働を常態としている場合									
家庭内・家庭外で労働に主として従事している場合は、1日当たりの就労時間と1週間当たりの勤務日数で判定する。									
		1日当たりの就労時間							
		3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	8時間以上	
1週間当たりの就労日数	2日					20	25	25	
	3日			20	25	30	30	35	
	4日		20	25	30	35	40	45	
	5日		25	30	35	40	45	50	
2 疾病にかかり、若しくは負傷し、精神若しくは身体に障がいを持っている場合									
2-①疾病・負傷により、安静を要する場合については程度に応じて判定する。									
程度	入院・病臥	軽病							
点数	50	30							
2-②身体障がい者については、身体障害者手帳を確認し判定する。									
身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級					
点数	50	40	30	20					
2-③知的障がい者については、療育手帳を確認し判定する。									
程度（療育手帳）	A1・A2		B1・B2						
点数	50		40						
2-④精神障がい者については、障害者手帳（精神保健福祉手帳）を確認し判定する。									
程度（障害者手帳）	1級	2級	3級						
点数	50	40	30						
3 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護や看護又は療育施設等へ付添等している場合									
3-①入所日から3ヶ月以上の入院付添を要すると認められる者について判定する。									
付添時間（日）	8時間以上	3時間以上8時間未満			2時間以上3時間未満				
点数	40	30			20				
3-②家庭看護又は介護する者について判定する。（3-①と重複しない）									
看護時間（日）	8時間以上	3時間以上8時間未満			2時間以上3時間未満				

点数	40	30	20
3-③療育（保育）施設や養護学校等への母子通園や付添い又は送迎を常態としている者について判定する。（3-①又は3-②と重複しない）			
付添等時間（日）	8時間以上	3時間以上8時間未満	2時間以上3時間未満
点数	40	30	20
4 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合			
状況（3歳児以上のクラス）	4-①おおむね過去6ヶ月以内に採用選考を受けている、又は内定している。	4-②ハローワーク等の登録が有効である。	4-③その他求職活動を申告している。
点数	30	25	20
状況（3歳児未満のクラス）	4-①おおむね過去6ヶ月以内に採用選考を受けている、又は内定している。	4-②ハローワーク等の登録が有効である。	4-③その他求職活動を申告している。
点数	25	20	15
認定事由			判定点
5 妊娠、出産（5-①～5-③で重複はできない）			
5-①妊娠している者又は入所日を起点として、分娩後2ヶ月以内の者			30
5-②妊娠中で切迫早産等により入院又は療養等が必要な場合（2ヶ月未満）及び入所日を起点として、分娩後2ヶ月以内の者			40
5-③妊娠中で切迫早産等により入院又は療養等が必要な場合（2ヶ月以上）及び入所日を起点として、分娩後2ヶ月以内の者			50
6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			50
7 就学等（7-①～7-②で重複はできない）			
7-①学校・専修学校等の学校教育法に規定する各種学校やそれに準ずる教育施設に在学している場合			50
7-②職業能力開発促進法又は特定求職者の就労の支援に関する法律に規定する職業訓練等を受けている場合			40
8 児童虐待及び配偶者からの暴力等による場合（8-①～8-②で重複はできない）			
8-①伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会からの情報提供により、児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合			40
8-②伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会からの情報提供により、配偶者からの暴力により入所児童の保育を行うことが困難であると認められる場合			40
9 保護者が育児休業中で、その育児休業に係る子ども以外の児童について入所を希望し、書類等により育児休業法による育児休業中であると確認できる場合			
9-①その年度当初年齢が3歳以上の場合			30
9-②その年度当初年齢が3歳未満であり、入所が必要であると認められる場合			10

10 その他市長が上記1～9に類する状態として認めた場合(その状況に応じて1～9に類する点数をつける。)

(備考)

- 1 教育・保育給付認定に係る事由のうち、労働、同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を介護や看護している場合、学校や療育施設等へ付添等している場合及び就学している場合のいずれかに該当するときは、1ヶ月当たり48時間以上常態としなければ教育・保育給付認定できないものとする。
- 2 就労における判定点数は、1週間当たりの就労日数と1日当たりの就労時間により算定したものとする。
- 3 求職活動等の事由で認定された場合の教育・保育給付認定期間は3ヶ月間とする。ただし、妊娠、出産の事由で認定された場合の教育・保育給付認定期間は、分娩後56日を経過する日の属する月の末日までとし、その他認定事由に期間が定められている場合はその期間の日の属する月の末日までとする。
- 4 求職中の教育・保育給付認定については、3ヶ月に一度、その状況を確認できない場合は教育・保育給付認定を取り消すものとする。
- 5 第3条第3項による判定点の合計は70点とする。
- 6 疾病・負傷による教育・保育給付認定について、入院・病臥とは入所時より概ね2ヶ月以上家事や育児が困難であると診断された場合とする。軽病とは入所時より概ね2ヶ月以上家事や育児の軽減が必要であると診断された場合とし、いずれも治療に要する期間の属する月の末日までを教育・保育給付認定期間とする。また、治癒するまでの期間が証明されない場合は、入所日の前月又は教育・保育給付認定期限の月に提出された診断書により教育・保育給付認定の期間を6ヶ月以内で認定する。
- 7 利用希望の施設が児童の居住地及び学校区、保護者の居住地及び勤務先等を考慮し、入所希望の理由が合理性に欠ける場合は、他の施設へ調整できるものとする。

○優先事由による加点及びその他事由による加点・減点

次に掲げる第1項から第10項までについては1児童1回の加減とする。ただし、第11項、第12項及び第13項については、該当する保護者の人数の範囲内で加減する。

項目	加点・減点
1 配偶者のいない女子又は男子が20歳未満の児童を扶養している世帯又はそれに準ずる世帯	70
2 生活保護世帯で就労支援等により児童の保育が必要と認められる場合	50
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（母子世帯・生活保護世帯を除く。）	25
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	10
5 入所児童が障がいを有し、手帳等で確認できる場合	10
6 一斉募集期間外の申し込みで、育児休業法による育児休業明けによる入所を満1歳以上で希望する場合で、書類等により確認できる場合	10
7 兄弟姉妹(多胎児を含む。)がその年度内に同一保育所等の利用を希望する場合	5
8 小規模保育事業や家庭的保育事業などを卒園する児童が連携施設へ入所を希望する場合	5
9 同一敷地内に居住する祖父母(65歳以下)が保育可能である場合	-5
10 保育料の滞納が、申込月の前月までの期間において3ヶ月以上で、分納等の誓約が履行されていない場合	-20
11 保護者のいずれかが居宅外で自営業の協力者として従事している場合	-10

12 保護者のいずれかが居宅内で自営業の協力者として従事している場合、農業協力者である場合又は内職に従事する場合	-15
13 保護者のいずれかが大規模な農業に従事している場合	5
<p>○保育必要量の区分</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条に規定する保育必要量の認定において「1日当たり8時間までの利用に該当する区分」については次のとおりとし、それらに該当しないものは府令第4条に規定する保育必要量の認定における「1日当たり11時間までの利用に該当する区分」とする。ただし、保護者からの申出があった場合については、その事由等を考慮して、保育必要量の区分を認定することができる。</p>	
<p>1 保護者のいずれかの就労時間・就学時間・介護看護等にかかわる時間が1ヶ月当たり概ね120時間未満の場合。ただし、農業協力者（大規模ではない）又は内職に従事している場合は1ヶ月当たりの就労時間にかかわらず原則保育短時間利用とする。</p> <p>2 保護者のいずれかが求職中である場合</p> <p>3 保護者のいずれかが育児休業中である場合</p> <p>4 第3条第3項に該当する場合</p>	